

第十三回 参議院議院運営委員会會議録第六十一号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前
十時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加藤 武徳君
木村 守江君
赤木 正雄君
小笠原二三男君

委員

石川 榮一君
草葉 隆圓君
寺尾 豊君
溝淵 春次君
安井 謙君
高橋 道男君
菊川 孝夫君
三輪 貞治君
大野 幸一君
相馬 助治君
松浦 清一君
大隈 信幸君
石川 清一君
矢嶋 三義君
水橋 藤作君
兼岩 傳一君

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

事務局側

事務総長 近藤 英明君
参事(事務次長) 芥川 治君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(議事部長) 河野 義克君

参事(委員長) 宮坂 完孝君

本日の会議に付した事件

○委員の辞任及び補欠選任の件
○国際労働規約批准促進に関する決議
案の委員会審査省略要求の件
○万国郵便連合大会議の実情等調査の
ため議員派遣に関する件
○列国議会同盟会議に関する件
○議院の運営に関する件

○委員長(川村松助君) 会議を開きま
す。

常任委員の辞任及び補欠に関する件
をお諮りいたします。

○参事(河野義克君) 改進黨から地方
行政委員の岩木哲夫君、同じく岩男仁
蔵君、通商産業委員の石川清一君、運輸
委員の深川栄左衛門君が、それ、辞
任せられ、地方行政委員に石川清一君、
同じく深川栄左衛門君を、通商産業委
員に岩木哲夫君を、運輸委員に岩男仁
蔵君を、後任として指名せられたとい
うお申出が出ております。

又日本社会党第四控室から、経済安
定委員の清沢俊英君、通商産業委員の
栗山良夫君が、それ、辞任せられ、
経済安定委員に栗山良夫君を、通商産
業委員に清沢俊英君を、後任として指
名せられたというお申出が出ており
ます。

○委員長(川村松助君) 只今、議事部
長から御報告いたしましたように、常
任委員の辞任及び補欠に関する件を承
認することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がなけ
れば、承認することに決定いたしま
す。

○委員長(川村松助君) 決議案の委員
会審査省略要求に関する件をお諮りい
たします。

○事務総長(近藤英明君) 中村正雄君
ほか十三名から国際労働規約批准促進
に関する決議案が決議せられ、なお本
決議案については、委員会の審査省略
を要求されております。委員会審査省
略に関する件を御決定願いたいと存じ
ます。

○兼岩傳一君 それを配つて呉れませ
んか。できていないですか。

○事務総長(近藤英明君) 配付済みで
ございます。

○兼岩傳一君 どこへ、各会派へ。
○事務総長(近藤英明君) さようでござ
います。

○兼岩傳一君 昨日。
○事務総長(近藤英明君) 文書函に授
入落だそうでございます。

○兼岩傳一君 一つ頃届いていま
す。

○事務総長(近藤英明君) 昨日と存じ
ます。

議案課長の説明によると、今朝だそ
うでございます。訂正いたします。

○委員長(川村松助君) 承認すること
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議なけれ
ば、承認することに決定いたします。

○事務総長(近藤英明君) 一昨日でござ
いましたか、郵政委員長岩崎正三郎
君及び郵政委員の城義臣君のお二人が
見えて、目下ブラッセルで開催中
の、七月十日まででしたか開かれてお
ります万国郵便会議に郵政委員を三名
派遣するようにしたい。内訳は自
由党一名、緑風会一名、社会党第二控
室一名、こういふふうにして出したい
というのを郵政委員会ではきめた。
ついてはその実現について考えてくれ
と、かようなお申出があつたわけでござ
います。そのとき、丁度本会議開会
中でした。そして、かたわら庶務小
委員会開会中でしたので、庶
務小委員会には、右の趣を事務次長よ
り取りあえず御報告を申上げておいた
ような次第でございます。なおこれが
正式に議員派遣要求書が提出に相成り
ますならば、その際もう一ぺん、これ
をお諮りいたさなげやならぬかと存じ
ますが、お出でになるとすれば、時期
はすでに迫つております。衆議院は、
二十日とかに出発いたされるようござ
います。そういうような関係もござ
いますので、現在、まだ派遣要求書は
提出になつておりませんが、さような
申出がありましたことをここに取りあ
えず御報告申し上げます。

なおこれに関連いたしましたして御考慮
を願つておきたいと存じますのは、か
ねて、昨年以來お話し申し上げ、皆様
のお耳に入つてゐる問題でございます
が、万国議会同盟会議の関係でござ
います。それに関係した今までの書簡
を、全部これに、一応概略を書きまし

て、お手許にお配りしてございます
が、最後の欄を御覧頂きますと、本年
の八月二十八日から九月二日までスイ
スのベルン市で、この同盟会議が開催
されるという通知が来ております。そ
うしてなお、それに関連する資料を送
つたと書いてございますが、この資料
が未だに到着いたしていません。の
で、従つてこれは今日まで、皆様には
この資料の到着を待つて御披露申し上げ
るはずにいたしておりましたが、未だ
その資料が届きませんが、たゞ、こ
の万国郵便会議の問題等も出ましたの
で、この機会にこれが、こゝういふ書簡
が参つておりますことを御報告申し上
げ、なおこの会議に出席等のことをい
たしますためには、国会両院が合同で
日本議員団というものを構成いたさな
きならぬというものは、最初の書簡
にも明らかになつておりますし、もと
日本では、過去にこの列国議会同盟の
メンバーでありました当時、すでに日
本議員団というものが構成いたされて
おつたわけでございますが、その後こ
の団から離れておつた関係上、現在こ
の団を再組織いたさなげやならぬとい
うことが前提と相成るか存じます。の
で、この再組織というふうな問題につ
いても、御考慮を願つておかなげやな
らぬかと存じます。これもこの機会に
併せて御報告を申し上げておく次第で
ございます。

○相馬助治君 今のその議員団の問題
は、後刻又考へるとしても、先ほど岩
崎君から出ている話のことを、それを

ここで議するのですか。議するとすれば、私は前提として質問をしたいことがあるのです。

○事務総長(近藤英明君) この議して頂くためには、実はこれは郵政委員長から正式な派遣要求書が出てから議して頂く必要がなぬかと存じます。現在はまだ口頭でもつて、その申出があらされたので、ここにそれを御報告申し上げて考慮をしておいて頂くという段階じやなかろうかと一応考えます。

○相馬助治君 若しその辺の事情がわからなかつたらば、事務局でお調べ頂くとして、わかつていたらば、一つ御客弁を総長からお願いしたい点があるのですが、衆議院の郵政委員がその会議に行くことを決定したという今の話ですが、衆議院というハウスに招請だけが、ただ郵政委員会がそれを請負つて、そこで出出すというようになつて、そこをまた、郵政委員会が自発的に、その会議の重要性や何かを考へて、これを送ろうとしたのであるか。その辺の事情、それからそれに見合つて、参議院が仮に議員を派遣するといふような場合には、これは費用の点において、今までの議員派遣と換を一にして論じられないかと思ふ。従つて衆議院側においては、その費用はどういうふうに出すように相成つておるのか。この二点です。

○事務総長(近藤英明君) 第一点から先にお答えいたしますが、第一点の招請に関しては、国会に対しては招請は参つておりません。本院にも参つておりませんが、衆議院にも招請は来ておりませんが、聞いております。それで衆議院のほうが、招請がないにかかわら

ず、これの派遣を衆議院は御決定になつた。そこらの経緯についてはつづきからにすることができない点が残つておりますが、衆議院としては派遣することをおきめになつたといふことだけの事実は承知いたしております。招請はなかつた。それから最初の話が、議運から派遣をすべしといふことで郵政委員会に流れて行つたという形式でなしに、郵政委員会のほうから話がまとまつて、議運でそれを派遣しようといふ決定になつた。こういうふうな趣旨だと聞いております。それから費用の点につきましても、これはお話の通り他の国内派遣のように、国会が予算を持つてゐる。その予算のなかから派遣するといふ性格のものじやないか。この点につきましては、衆議院のほうにおきましては、大蔵当局と直接それらの御関係のかたへとの間において、お話を進んで頂いてゐるというふうな話がございます。そういう状況でございます。

○相馬助治君 今のお話は、と思つてゐるという程度のことですが、私はこの費用問題等については、はつきりしないことには、当院の運営委員会として、これを承諾するかしらないか、費用の前提条件がはつきりしないことには、結論が恐らく出ないのじやないかと思ふのです。従つてこれは、それを要求する郵政委員長が、衆議院側の状況を調べて、それを参考意見として持つて来るのが筋であるのかも知れませんが、併しそういうことに相成ると、私どもの会派といふことになるのです。調査し得る限りにおいて結構ですか

ら、その点については、一つ調査をおやり願つておきたい。こう存じます。○事務総長(近藤英明君) お説に従ひまして、今後でもできるだけの調査はいたしたいと存じます。この問題につきましては、実は先週の土曜日に、これらの郵政委員のかたではございません。他のかたから、衆議院でこういうことが計画されておるそうだが調べてくれんか。こういう実は別個のお話でございます。それで直ちに私どものほうでは、衆議院事務局に連絡いたしました。調査をいたしましたところ、衆議院事務局の返事では、事の起りは、事務局が事務的な方法を以て取進めたことではございません。御納得の行くような御回答ができません。こういう返事でございましたので、只今のような、誠に遺憾たる御返事を申し上げるような経緯と相成つた次第でございます。

○笠原三男君 口頭による申出の参考までの御報告でございますが、私もあえてこの問題に就いて申し上げようとは思へませんが、将来正式に、議員派遣の問題が出て参りました場合には、我が会派としては、このままの形における議員派遣には承諾することのできないという決定をいたしておりますので、念のためにその点を申し上げます。従つて、郵政委員長に対して、口頭の御報告でございましたならば、その旨を郵政委員長に申し伝えておいて頂いて、全会派納得した形で議員派遣がなされるように、御考慮願つておきたいと思ふのであります。私の会派としては、趣旨にはこれは賛成でございます。ただ相馬君のおつし

やるように、どういう手続を以て、どういう経過で、こういう事態が現われて来たか、とんと承知してございせん。その点が一つ問題として残るのであります。もう一つは、我が会派に於いても郵政委員を送つておるのです。委員の振合以上、臨時に郵政委員があちこちに移動して参つておるわけですが、そのことを決定するに當つて、我が会派では、何ら意見を徴されることもなしに、タツチしてございせん。そういう点で、納得しかねるという態度を持つております。第三番目といたしましては、聞くところによると、議員派遣三名なら三名というものの選挙の基準が委員長又は理事二名、以上三名、そして結果としては自由党、社会党第二となつたやに、何つておられますが、委員長と言ひ、或いは理事と言ひ、真に互選せられてあるものではなくて、各会派の割付け上、偶然にそういう形のものが現われて来ておるだけのものに対して、優先的にそういう配置をするということでは、よしといふことでは、疑義がある。参議院全体として各会派の振合以上、これらの諸問題は前委員長、或いは前理事、或いは前委員であるそれらの郵政関係の委員等も多数あるのではありません。選挙の基準等においても、相当やはり慎重に考慮をされてゐるものがあるのではないかと、このままの形において我が会派は承諾できませんし、正式に議員派遣の問題が出て参りました場合に、我が会派のために、この議運が紛糾するといふことがあつては大変申訳ございせん。従つて事前に、その点について早急に御勘案願

うように、郵政委員長のほうにお伝え願つておきたい。以上だけ、本日の段階として申上げておきたい。

○加藤武徳君 今の小笠原君の御発言は、郵政委員会に對しまする問題ですが、それから相馬君の発言の調査未済の分等につきまして、事務局で十分調査願ひたいといふことも、我々は了解いたします。ただブラッセルへの議員派遣は、先ほどのお話のように、七月十日にもう会議が開かれるという差迫つた情勢でございます。又この機会に、ハウスが決定しなかつたやうなという緊急の問題も含まれておるわけでありまして、なお又列國議員同盟に議員を派遣するかどうかといふ、この問題もございまして、私はでき得べくんば資料が十分整いましたら、例へばこの議運の理事等をお持ち下すつて、そこで一応の下相談をして頂くという工合にお話し願へば、大変結構だと思ひます。

○笠原三男君 口頭による申出の参考までの御報告でございますが、私もあえてこの問題に就いて申し上げようとは思へませんが、将来正式に、議員派遣の問題が出て参りました場合には、我が会派としては、このままの形における議員派遣には承諾することのできないという決定をいたしておりますので、念のためにその点を申し上げます。従つて、郵政委員長に対して、口頭の御報告でございましたならば、その旨を郵政委員長に申し伝えておいて頂いて、全会派納得した形で議員派遣がなされるように、御考慮願つておきたいと思ふのであります。私の会派としては、趣旨にはこれは賛成でございます。ただ相馬君のおつし

○委員(川村松助君) ほかに御発言はございませんか。

○委員(川村松助君) 先ほどの御決定になりました中村正雄君ほかの決議案、これは賛成か反対か、私今議長との会話で明らかにしたように、まだ内容を見ていないのです。それで今調査さしておりますが、賛成とか反対とかいふことはやらないのですか。それに対する態度は保留させておいて頂きたいと思ひます。

○委員(川村松助君) ここではただ、審査省略を承認するかしないかだけの……

○委員(川村松助君) でも、実質上承認のことで、今日上程するときまつておりま

すから、それに関連して、きまつておつたら内容を聞かせておいて貰いたいと思ひます。

○菊川孝夫君 これは労働委員会、労働委員が全員一致で発議したわけです。あなたがたの共産党だけは、労働委員会に委員が出ておられないので、自由党から労働党まで、全部これの発議者になつておられますので、各会派は恐らく賛成ということになるだろうと思ひます。

○兼岩傳一君 だから賛成討論、反対討論ということ、今のところ予定されておられませんね。

○委員長(川村松助君) おりません。○菊川孝夫君 話し合いとしては、これは要するに理由もわかつておるから、反対討論は勿論、賛成討論はお互いにやめておこうという申合せだつたわけですから。

○委員長(川村松助君) 兼岩君、あとありませんか。

○兼岩傳一君 それで衆議院のほうでも、これと同様のことがあつて、取あえず今調査してみようと思ひますが、これに對して、さつきの討論の問題だけ、態度を保留して置きたい。

○相馬助治君 さつきの問題で、今のお話と違ひで恐縮ですが、訂正しておいて頂きたいと思ひます。加藤君のおつしやつた万国郵便会議の日取りが七月十日から始まるというのは、二月十四日に始つて七月十日に終るのです。従つて衆議院は、その終らないうちに、二十日に急遽出発する、こういうことなんです。

○加藤武徳君 先ほど私の発言をいたしましたブラッセルに議員を派遣するという問題、それから列国議員同盟に

議員を派遣するかどうかという問題、このことについて理事會を持つて検討を加えるということをお願いしたいと思ひます。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 只今の加藤君の御発言に對しまして承認することに御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 加藤君の御発言のように決定いたします。

○加藤武徳君 ちよつとこれは御相談ですが、明日は御承知の通り、定例日ではないわけでありまして、ところが、何いいますと破壊活動防止法等が、今日委員会で採決に相成るのではないか。このように聞いておられますし、又地方自治法の一部改正等も、今日委員会で上るのじゃないか。こういう工合に聞いておるのです。ところが明日の本會議に、これらの重要法案を持ち込むといたしますと、いろいろ他の法案等の關係上、討論の時間等についても、制限の問題が起きて来やせんだらうか。こういう実は心配があるのではありませんか。今日これらの法案が委員会で採決されるようなら、出来得べくんば明日本會議をお開き願つた。そうして討論時間等も十分一つ持ちたい。こういう工合に私は考えるのでございまして、委員長、この点をお諮りを願ひたい。

○相馬助治君 曾つてこの本委員會が、本會議のない日に或る議案があるとして本會議を持つて決定しておいて、当日に至つて、その本會議を開く必要がなくなつて議論になつたことがあることは、皆さん御承知の通り

です。成るほど法務委員會は今日上るかも知らん。明日上るかも知らん。又明後日に至るかも知らんかも知れませんが、そういう段階で私は明日、他の議案がないのに本會議を開くということをして決定するとしても、誠に話の筋が通らんとするもので、ここであらかじめそういう御相談は受けても、私どもの会派としては、いいの悪いのという意思でなく、いわば問題にならぬ。こう考えます。【その通り】と呼ぶ者あり

○加藤武徳君 今日法案が上るかどうか、これは勿論おつしやるようにまだ未決定の問題であります。ところが今日の本會議等にもございしますように、成るほど請願、陳情ではあります。が、相當の件数にのぼつて来ておる。うに見受けるのであります。これら重要な法案が上らなければ格別、上るということなら、又、例えば相談等いたしまして、開き得るという途だけはここでお開きを願ひたい。こういう工合に考えます。

○小笠原三男君 明日、重要法案であるがために本會議を開きたいというところで開くことは、一応結構だとなります。と、他の重要法案で明日の委員會議は、それは放棄せられることが多く出て来ることであるからして、皆さん方が、明日も本會議を開いて重要法案を上げるという意圖は、他面會期の問題にからんで、やはり従前通り、明日の本會議を開きたいということ、明日の本會議を開きたいという状況が出て来ますと、これはあなたたちの意圖にそぐわないものが、そこに出て来るだらうと思ひます。

○相馬助治君 差支えあるなしでなく、今小笠原君が言つた点について、それは、それじやどうなんでしょうか。差支えあるとかないとかじやなくて、これは我々の意思が、会期末になつて、どうしてもこの法案を通す必要があるというならば、我々が良識を以て、明後日で会期が切れるというならば、ぎり／＼十二時までかかつてやるのであつ

うと思ひます。それでその点において、自由党さんのほうで、どつちのほうに腹を構えてこの問題を出しているのかその点を先ず聞かないことに、協力するもしないもあり方がない。だから余りこゝでそういうことを言ふやうに言ふよりは、やつぱり予定通り、上るものは上るもので、定例日の金曜日にやつてしまふということでお考えになつて、あとは自由党さんのほうで、それ／＼御考慮願つたほうが賢明だろうと私は思ひます。あとはもう余り考えたくない。

○木村守江君 御承知のようにきまつた会期というのは明日と明後日なんです。大体においてこれは会期末になつたら、定例日でなくても、本會議の蓋を開けておいて、上つた法案を上げて行くというのが、今までの常例だと思ひます。そういう点から考えまして、明日は破防法が上るということだけだつたならば、破防法に對しては、いろいろな論点がありまして上らないかも知れませんが、そのほかに上る法案があると思ひます。そういう点から考へて、私は、今日中に上つて、明日の本會議にかけられるような法案ができたならば、明日本會議を開くというやうなことをきめておつても何ら差支えのないじやないかと思ひます。……

○相馬助治君 差支えあるなしでなく、今小笠原君が言つた点について、それは、それじやどうなんでしょうか。差支えあるとかないとかじやなくて、これは我々の意思が、会期末になつて、どうしてもこの法案を通す必要があるというならば、我々が良識を以て、明後日で会期が切れるというならば、ぎり／＼十二時までかかつてやるのであつ

て、これは非常にデリケートな問題が絡んでおると思ひます。小笠原君が随筆風にしやつたものではつきりしなかつたが、その点はどうなんでしょうか。

○木村守江君 今小笠原君と関連して、どう考えるのだという話ですが、これは私は、国会の会期の末期には、いつでも出て来る問題だと思ひます。今度の会期末だけに起つた現象じやないと思ひます。そういうところから考へると、これはどうしてもやはり明日と明後日と二日きりないので、すから、明日も蓋を開けておくというやうな方向にきめてもらいたい。

○小笠原三男君 私は言葉の上でのあやで、いろいろやりとりして物を言つて、それでございまして問題だとは問題を考えていない。もう少しやつぱりさつぱりとあなたたちのほうも物を言ひ、我々にも言わせてもらわなければ、この結末はつかない問題があると思ひます。そういうところをあれしな

で、二日きりの会期だから、最後に當つて連日開いてやろうじやありませんかと、言葉の上では非常に綺麗なことをおつしやつたつて、それが二十日になるものやらどうなるものや、あなたたちのほうのお考えがわからないうちに、はあそりでございまして。御尤もでございまして、そういうことは言ひかねるのです。だからそれだけのことで、木村君が言うことであれば、相馬君の言う通り、おれそれと真正直に受けて立つて議論することは無用なんです、もう少しあなたたちのほうで、お考えを練られてあとに話し合ひになつたほうがいいと思ひます。

○安井謙君 御親切な御注意よくわかりましたが、併し二十日の会期という

三

のは、我々としては正直な話会期中で
でき上る様に最善の努力をやつて、
いけなければ仕方がないのだが、い
ずれにしろ予定されたやつは委員会
で……（「裸になれ」と呼ぶ者あり）裸
になつておるのだ。これ以上裸になつ
たら……。併し一応予定されておるの
ですから、破防法をやつは委員会前
から……。一つ、今日上れば明日開く
ということだけは、御了承願ひたいと
思ふのです。

○小笠原二三男 あのね。再三申上
げる通り、法案を個々に分離して、ど
うのこうのと考える段階ではもうない
のですよ。だから、もう少し皆さんの
ほうでも御検討願つて、すつ裸になれ
と言つても、——ということと言つ
ておるのではないのですが、もう少し
まとまつた話として、私たちが考えな
ければならぬようなふうにつけて来て
もらわないと、それだけを切り離して
話されたつて、この段階ではとても話
になりませんよ。

○加藤武徳 小笠原君の意見も、実
はよくわかるわけでありまして、我々
のほうでも、実はまださつぱらんな
話をしておらんといううちに内心思つ
ておるわけですよ。いづれにしてもこ
で結論を出しになることは、大変困
難なようだから、今日午前中の進行状
況を眺み合せて、午後もう一遍、議運
を開いておきめ願ひたい。こういう工
合に考えておきます。

○小笠原二三男 本会議のある日
は……、休憩になつておるのですか
ら、先ず休憩して、よくお考え願ひよう
にして頂きたい。（賛成）と呼ぶ者あ
り。先ほどの私の発言中の不穏当な点
は、委員長において適当に処置せられ

たいと思ひます。
○委員長（川村松助君） じやこれで休
憩します。
午前十時二十九分休憩
（休憩後開会に至らず）

六月十七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
一、国会職員法等の一部を改正する法
律案（衆）
国会職員法等の一部を改正する法
律案
国会職員法等の一部を改正する法
律案

第一條 国会職員法（昭和二十二年
法律第八十五号）の一部を次のよ
うに改正する。
第一條を次のように改める。
第一條 この法律において国会職
員とは、左に掲げる者をいう。

一 各議院事務局の事務総長、
参事、主事、常任委員会専門
員、常任委員会調査員及び常
任委員会調査主事
二 各議院法制局の法制局長、
参事及び主事
三 国立国会図書館の館長、副
館長、司書、専門調査員、調
査員、参事及び主事
四 裁判官弾劾裁判所事務局
（以下「弾劾裁判所事務局」と
いう。）及び裁判官訴追委
員会事務局（以下「訴追委員
会事務局」という。）の参事
及び主事
五 各議院事務局、各議院法制
局、国立国会図書館、弾劾裁
判所事務局及び訴追委員会事
務局の主事補その他前各号に

掲げる職員以外の職員
第二條に次の一号を加える。
四 前各号に該当する者の外、
国家公務員法（昭和二十二年
法律第二十号）の規定によ
り官職に就く能力を有しない
者
第三條中「弾劾裁判所」を「弾
劾裁判所事務局」に、「訴追委員
会」を「訴追委員会事務局」に、
同條第三号中「前各号の一」を
「前号」に改め、同條第二号を
削り、第三号を第二号とし、第四
号を第三号とする。
第四條中「弾劾裁判所」を「弾
劾裁判所事務局」に、「訴追委員
会」を「訴追委員会事務局」に、
同條第三号中「前各号の一」を
「前号」に改め、同條第二号を
削り、第三号を第二号とし、第四
号を第三号とする。
第五條第一号中「又は国立国会
図書館の調査員の職」を「国立
国会図書館の調査員若しくは参事
又は弾劾裁判所事務局若しくは訴
追委員会事務局の参事の職」に改
め、同條第二号及び第三号を次の
ように改める。
二 十年以上、前号に掲げる職
と同等以上と認められる国家
公務員の職に在つて、行政又
は司法の各部門の専門の業務
に従事した者
三 国会職員審査委員会におい
て、前各号の一に掲げる者と
同等以上の資格を有すると定
めた者
第五條の二中「若しくは局の
次長」を「部長若しくは局の

次長」に、「弾劾裁判所若しく
は訴追委員会」を「弾劾裁判所
事務局若しくは訴追委員会事務
局」に改め、同條第二号及び第
三号を次のように改める。
二 国立国会図書館の専門調査
員
三 国会職員審査委員会におい
て、前各号の一に掲げる者と
同等以上の資格を有すると定
めた者
第五條の三 第一條第五号に掲げ
る職員の任用は、各本部長の定
める資格を有する者についてこ
れを行う。
第六條中「弾劾裁判所及び訴追
委員会」を「弾劾裁判所事務局及
び訴追委員会事務局」に改める。
第七條中「副館長を除く」を
「副館長を除き、」に、「官吏」
を「国会職員以外の国家公務員」
に改める。
第八條中「官吏」を「国会職
員以外の国家公務員（官吏を含
む。）」に改める。
「第四章 分限」を「第四章
分限及び保障」に改める。
第九條但書中「休職」を「降
任、休職」に改める。
第十條を次のように改める。
第十條 国会職員は、この法律で
定める事由による場合でなけれ
ば、その意に反して、降任さ
れ、休職され、又は免職される
ことはない。
第十條の次に次の一條を加え
る。
第十條の二 国会職員が第二條各
号の一に該当するに至つたとき
は、当然失職する。
第十一條を次のように改める。
第十一條 国会職員が左の各号の
一に該当するときは、その意に
反して、これを降任し、又は免
職することができる。
一 勤務実績が著しくよくない
とき
二 身体又は精神の故障によ
り、職務の遂行に支障があ
り、又はこれに堪えないとき
三 その他その職に必要な適格
性を欠くとき
四 廢職となり又は定員改正に
より過員を生じたとき
前項第一号乃至第三号の規定
により降任し、又は免職すると
きは、国会職員審査委員会の審
査を経なければならぬ。
十二條中「乃至第五号を」削
る。
第十三條第一項中「該当すると
きは、」の下に「その意に反し
て、」を加え、同條第三項中「第
三号乃至第五号の場合においては
満一年とする。」を「第三号及び
第五号の場合においては一年と
し、第四号の場合においては、三
年をこえない範囲内において、休
養を要する程度に応じ個々の場合
について、休職について権限のあ
る者がこれを定める。」に改め、
同條に次の一項を加える。
第一項第四号に該当し、三年
に満たない期間休職を命ぜられ
た国会職員が、その期間経過の
際、引き続き同号に該当すると

きは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に酌し、当該休職期間を延長しなればならない。

第十四條第二項中「、休職を命ぜられた者に対しては、」を「休職を命ぜられた者に対しては、休職期間が満期となるまでは、」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第一項第四号の規定により休職を命ぜられ同條第三項又は第四項の規定による三年の休職期間が満期となつた者及び同條第一項第五号の規定により休職を命ぜられその休職期間が満期となつた者については、事務の都合により、復職を命じ、又は休職期間を更新することが出来る。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 国会職員で、その意に反して、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた者の苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の図書館運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六條を次のように改める。

第十六條 本章の規定（第十條の二の規定を除く）は、各議院事務局の事務総長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長並びに非常勤の職員及び臨時の職員についてはこれを適用しない。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 国会職員は、組合又はその連合体（以下本條中「組合」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれらに加入し、若しくは加入しないことができる。国会職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に関し、及びその他社会的厚生の活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することが出来る。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて国会職員は、国会職員の組合に属してないという理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

国会職員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれに加入しようとしたこと又はその組合における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。

国会職員は、同盟罷業、怠業

その他の争議行為をし、又は国会の活動能率を低下させる意圖的行爲をしてはならない。又、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。

国会職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、對抗することができな

国会職員が当局と交渉する場合の手続その他組合に關し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 国会職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める政治的行爲をしてはならない。

国会職員は、公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができない。

国会職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第五章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二 本章の規定は、各議院事務局の事務総長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

「第六章 給与及び恩給」を「第六章 給与、旅費、災害補償及び恩給等」に改める。

第二十五條第二項中「その他の給与」の下に「及び旅費」を加え、同條等三項を次のように改める。

国会職員の給料、手当その他の給与の種類、額、支給條件及び支給方法並びに旅費については、別に法律（これに基く命令を含む。）で定めるものを除く外、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十三條の規定により休職を命ぜられた国会職員は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、給与の全部又は一部を受けることができる。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、その国会職員の公務上の災害に対する補償等を受ける。

第二十七條中「国会職員及び」を「国会職員（第一條第一号乃至第四号に掲げる者に限る。）及び」に改める。

第六章中第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二 各本局長は、国会職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。

一 国会職員の教育訓練に関する事項

二 国会職員の保健に関する事項

三 国会職員の元氣回復に関する事項

四 国会職員の安全保持に関する事項

五 国会職員の厚生に関する事項

第二十八條中「事務総長、」を「事務総長及び常任委員会専門員、」に、「法制局長及び」を「法制局長並びに」改める。

第三十條中「一月」を「一日」に、「三分の一」を「五分の一」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、その国会職員が、同一又は関連の事件に關し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三十三條中「弾劾裁判所及び訴追委員会」を「裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）」に改める。

第三十七條中「弾劾裁判所及び訴追委員会」を「弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局」に改める。

第三十八條中「訴追委員会及び弾劾裁判所」を「訴追委員会事務局及び弾劾裁判所事務局」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 補則

第四十一條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）並びにこれらに基く命令は、国会職員については、これを適用しない。

国会職員に関しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本議長が定めた事項又は国会職員の勤務条件について他の法律（これに基く命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及びこれに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職務に關する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議

してこれを定める。

第二條 議院事務局法（昭和二十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

七 主事補その他前各号に掲げる職員以外の職員

第十五條の次に次の一條を加える。

第十六條 第一條第一項第七号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第三條 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一項を加える。

四 主事補その他前各号に掲げる職員以外の職員

同條第二項中「参事及び主事」を「各法制局の職員」に改める。

第六條に次の一項を加える。

第一條第一項第四号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第四條 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「及び主事三人」を「主事三人及び主事補その他の職員」に、同條第四項から第六項までの中「参事及び主事」を「職員」に改める。

第十八條第二項中「各三人」の下に「並びに主事補その他の職員」を加え、同條第四項、第五項及び第七項中「参事及び主事」を「職員」に改める。

事」を「職員」に改める。

第五條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「国会職員」を「国会職員（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一條第一号乃至第四号ニ掲グル者ヲ謂フ）」に改める。

第六條 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第七号及び第八号を次のように改める。

七 削除

八 削除

第十條の二中「同法第二十五條の規定に基く国会職員給与規程」を「同法の規定に基く国会職員の給与等に関する規程」に改める。

別表第一中「人事官及び検査官」を「人事官及び検査官」に、「内閣官房長」を「内閣官房長官」に、「衆議院及び参議院の事務官」を「内閣官房長官」に、「政務次官」を「政務次官」に、「衆議院及び参議院の法制局長」を「政務次官」に改める。

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国家公務員の団体」の下に「、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二の規定に基く国会職員の団体を加える。

第八條 公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」の下に「、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

第九條 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」の下に「、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一條中国会職員法第二十六條の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。

2 この法律施行の際、現に国会に勤務する職員で、従前の国会職員法第一條に規定する国会職員以外の者は、同一の勤務条件をもつて改正後の同法第一條第五号に掲げる各相当の国会職員となるものとす。

3 改正後の国会職員法第十三條第四項の規定は、この法律施行の際現に休職を命ぜられている国会職員に対しては適用する。

第二百九十六條中「国家公務員の団体」の下に「、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二の規定に基く国会職員の団体を加える。

第九條 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」の下に「、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

昭和二十七年七月三十一日印刷

昭和二十七年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所